

松江市告示第 240 号

松江市販路開拓支援事業補助金交付要綱（平成 25 年松江市告示第 143 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 展示会等 展示会又は見本市<b><u>(インターネットを活用して実施する対面型でない展示会又は見本市を含む。)</u></b>であつて、官公庁等公的機関（公的機関が構成団体となっている業界団体を含む。）が主催、共催又は後援しているもの、又はそれらと同等の出展効果が見込まれると市長が認めるものをいい、一般消費者への物販を主たる目的とする物産展等については対象外とする。なお、海外で行われる展示会等については、独立行政法人日本貿易振興機構等国内の公的機関が出展の支援をするなどの関与をしているもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 展示会等 展示会又は見本市_____</p> <p>_____であつて、官公庁等公的機関（公的機関が構成団体となっている業界団体を含む。）が主催、共催又は後援しているもの、又はそれらと同等の出展効果が見込まれると市長が認めるものをいい、一般消費者への物販を主たる目的とする物産展等については対象外とする。なお、海外で行われる展示会等については、独立行政法人日本貿易振興機構等国内の公的機関が出展の支援をするなどの関与をしているもの</p>

に限る。

**(3) オンライン商談 製造業を主たる事業として営む中小企業者がインターネットを活用して実施する対面型でない商談をいう。**

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、**補助事業者**の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

略	
補助金交付の目的	市内の意欲ある中小企業者が自社製品や自社の技術力を紹介するために島根県外(海外を含む。以下「県外」という。)で開催される展示会等に出展する場合 <b>又はオンライン商談を実施する場合</b> に必要な費用の一部を補助し支援することにより、新規取引先の開拓、受注機会の増大を推進し、市内産業の活性化を図る。
交付の対象である事業の内容	<b>販路開拓に係る次に掲げる事業とする。</b> <b>(1) 展示会等出展事業</b> <b>県外で開催される展示会等に出展し、新規取引先の開拓を図る取組</b> <b>(2) オンライン商談推進</b>

に限る。

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、**補助対象者**の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

略	
補助金交付の目的	市内の意欲ある中小企業者が自社製品や自社の技術力を紹介するために島根県外(海外を含む。以下「県外」という。)で開催される展示会等に出展する場合_____に必要な費用の一部を補助し支援することにより、新規取引先の開拓、受注機会の増大を推進し、市内産業の活性化を図る。
交付の対象である事業の内容	<b>中小企業者が自社製品や自社技術の販路拡大につなげるため、県外で開催される展示会等に出展する事業</b>

	<p><u>事業</u></p> <p><u>オンライン商談に</u> <u>必要な機材を整備し、</u> <u>受注機会の増大を</u> <u>図る取組</u></p>		
補助対象経費	<p>補助対象経費は、<u>販路開拓に要する別表に掲げる経費</u>(消費税及び地方消費税の<u>額</u>を除く。)とする。ただし、他団体の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とし、市の他の補助金等の交付を受けている場合は、併給を認めないものとする。</p>	補助対象経費	<p>補助対象経費は<u>次に掲げる</u>もので、_____消費税及び地方消費税_____を除く。_____ただし、他団体の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とし、市の他の補助金等の交付を受けている場合は、併給を認めないものとする。</p> <p>(1) <u>出展小間料及び会場使用料</u></p> <p>(2) <u>展示ブース装飾費</u></p> <p>(3) <u>商品・技術のPR媒体作成経費</u>(パンフレット等の印刷物(制作費用を含む。)に係る補助対象経費は上限30万円)</p> <p>(4) <u>展示物の輸送費</u></p> <p>(5) <u>展示担当2名分の交通費</u>(宿泊費は対象外)</p> <p>(6) <u>展示会等の期間に雇用するアルバイトに係る人件費</u></p> <p>(7) <u>展示会等出展時・出</u></p>

			<u>展後の商談等のサポート、コーディネートに係る経費</u> <u>(8) 展示会等出展後の商談先への1回の営業活動(訪問又はバイヤー招致)に係る1名分の交通費(宿泊費は対象外)</u> <u>(9) その他市長が必要と認める経費</u> <u>なお、出展小間料の支払い、旅券の購入等に当たり、前払いすることが必要又は経済的に妥当と認められる場合において、前払いした経費は、当該事業が行われた年度の対象経費とする。</u>
交付の率又は金額	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし_____、1社当たり80万円を上限とする。 <u>ただし、オンライン商談推進事業に係る補助金の交付は、同一事業者につき1回限りとする。</u>	交付の率又は金額	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、 <u>同一の年度において</u> 、1社当たり80万円を上限とする。_____ _____ _____
補助事業者の範囲	<u>展示会等出展事業にあつては次に掲げる(1)及び(2)の要件を満たす事業者とし、オンライン商談推進事業にあ</u>	補助対象者の範囲	<u>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者</u> _____ _____

	<p>つては(1)から(3)までの要件を満たす事業者とする。</p> <p>(1) 市内に事業所を有する中小企業者<u>であること</u>。ただし、市外の<u>事業所</u>が中心的に事業を実施する場合を除く。</p> <p>(2) 市税を滞納していない<u>こと</u>。</p> <p>(3) <u>製造業を主たる事業として営んでいること</u>。</p>
終期	令和4年3月31日

	<p>_____とする。</p> <p>(1) 市内に事業所を有する中小企業者_____。ただし、市外の<u>事業者</u>が中心的に事業を実施する場合を除く。</p> <p>(2) 市税を滞納していない<u>者</u>_____</p>
終期	令和3年3月31日

別表(第3条関係)

(1) 展示会等出展事業

経費区分	備考
出展小間料及び会場使用料	
展示ブース装飾費	
商品・技術のPR 媒体作成経費	パンフレット等の印刷物(制作費用を含む。)に係る補助対象経費の上限は、30万円とする。
輸送費	展示物の輸送に係る経費
交通費	<p>下記のとおり。ただし、いずれも宿泊費は対象外とする。</p> <p>(1) <u>展示担当 2 名分の交通費</u></p> <p>(2) <u>展示会出展後の商談先への 1 回の営業活</u></p>

	<u>動(訪問又はバイヤー招致)に係る1名分の交通費</u>
<u>アルバイト等 人件費</u>	<u>展示会等の期間に雇用するアルバイトに係る経費</u>
<u>サポート・コーディネート 費</u>	<u>展示会等への出展時及び出展後の商談等のサポート又はコーディネートに係る経費</u>
<u>その他</u>	<u>その他市長が特に必要と認める経費</u>

(2) オンライン商談推進事業

<u>経費区分</u>	<u>備考</u>
<u>機材費</u>	<u>モニターディスプレイ、外付けカメラ、マイク、イヤホン等のOA機器(パソコン、タブレット等は除く。)、防音・吸音パーテーション、防音ブース等の導入経費(自ら必要備品を製作又は改造する場合は、その材料費)</u>
<u>役務費</u>	<u>上記の機器等の運搬費、設置費等</u>
<u>その他</u>	<u>その他市長が特に必要と認める経費</u>

備考

- 1 「機材費」の補助対象経費の上限は、20万円とする。
- 2 「役務費」、「その他」の補助対象経費の上限は、それぞれ事業費の2分の1の額とする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。